

未来のために~みんながやさしさでつながるまち~

報道発表資料平成28年6月29日

習志野市



平成28年6月17日の閣議決定により、予防接種法施行令の一部改正が行われ、平成28年10月1日から、B型肝炎予防接種が定期予防接種に位置付けられました。

習志野市は、この決定を受け、対象年齢の児が標準的な接種期間にゆとりをもって日程の設 定ができるよう、政令の施行に先立ち7月1日から費用の助成を開始します。

対象者:平成28年4月1日以降に生まれた本市の0歳児

自己負担額:0円

接種回数: 3回

接種方法:1回目接種後4週間以上の間隔で2回目接種

〔1回目から20週以上後に**3回目**接種 ⇒これは定期予防接種として接種します

標準的な接種期間:生後2カ月~生後9カ月未満の期間

開始日:平成28年7月1日(金)

接種医療機関:市内医療機関のみ

〈担当〉

健康福祉部健康支援課 医療・予防接種係 担当者 塙・河西 電話 O47(453)2922

